

「(仮称) 防災まちづくり推進計画」策定に向けた支援業務委託 仕様書

1 業務名

「(仮称) 防災まちづくり推進計画」策定に向けた支援業務委託

2 目的

川崎市（以下「本市」という。）の国土強靱化に係る計画等の指針となる「かわさき強靱化計画」では、平成 21 年度の川崎市地震被害想定調査における地震による死者数減を目標としているなかで、想定している死者数は建物倒壊と火災による死者が全体の約 95%を占めていることから、まちづくり分野の減災が「かわさき強靱化計画」に掲げた死者数減の目標へ非常に大きな役割を担っている。

まちづくり分野の減災対策のうち、地震火災延焼対策としては、「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」に基づき、不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区（別紙参照）で取組を推進している。

地震火災延焼対策については、これまでの取組による知見等が蓄積されてきたところであり、また、「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）※」等の新たな考え方が国から示されたことから、これまでの取組成果や課題等を整理し、人的・物的被害への対策（ハード対策）と地域防災力の醸成に向けた取組（ソフト対策）の両輪により、直接死の低減及び地域防災力をより一層向上することを目的として「(仮称) 防災まちづくり推進計画」（以下「本計画」という。）を令和 7 年度に策定する予定としている。

本委託については、本計画に位置づける各種施策の調査・分析や、本計画の策定に向けた支援を目的とする。

※「国土強靱化基本計画」（令和 5 年 7 月閣議決定）では、近年の災害からの知見として、地域コミュニティの強化により地域防災力の向上を図ることを基本的な方針の一つとして掲げている。

3 履行場所

まちづくり局防災まちづくり推進課ほか

4 履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

5 業務内容

(1) 不燃化重点対策地区における密集市街地改善施策の調査・分析等

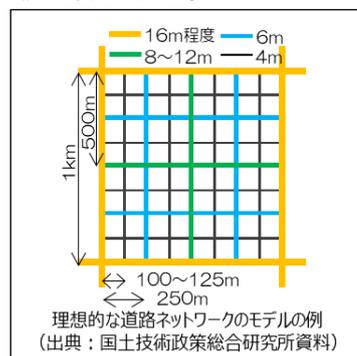
ア 各種の指標や数値の算出（令和 7 年 9 月末まで）

次の評価指標について、令和 6 年度末時点の値及び 10 年度の推計値を算出する。

- ・小田及び幸町周辺地区の全棟出火による想定平均焼失棟数
- ・小田及び幸町周辺地区の各町丁目の不燃領域率

イ 災害時に重要な道路の選定（令和 7 年 9 月末まで）

右図の理想的な道路ネットワークのモデルの例を参考に、小田及び幸町周辺地区において、災害時の避難・消火の際に重要となる道路を選定し、各道路の幅員、延長等を取りまとめ、防災まちづくり推進計画への掲載用の図を作成すること。



ウ 延焼クラスターの分断・縮小の調査・分析等（令和7年9月末まで）

令和6年度末時点の延焼クラスターを各地区ともに調査し、分断・縮小に向けた効果的な施策や手法等を分析すること。

エ 建築物の不燃化支援制度等の見直し（令和7年9月末まで）

これまでの支援制度等（補助制度、防災空地等）の効果検証を行い、本計画に位置づける新たな支援制度の概要を取りまとめること。

オ 本計画の見直しを見据えた支援制度等の整理（令和8年2月末まで）

本計画については、令和7年度末の策定を予定しているが、関連計画である「小田周辺地区戦略エリア整備プログラム」の令和10年度末の改定に併せて、本計画も見直すことを想定している。見直し以降の不燃化支援制度等について次の観点から方向性を取りまとめること。

- ・国の延焼遮断帯形成事業の補助金を活用した、小田周辺地区の地区計画による拡幅路線（6m）の拡幅支援制度の創設の可能性
- ・小田周辺地区及び幸町周辺地区の拡幅路線（4m）に対する支援制度の方向性
- ・耐火性能強化補助の継続の是非
- ・老朽建築物除却補助の対象の見直し（拡幅路線沿いや接道無し家屋に限るなど）
- ・国の住宅市街地総合整備事業を活用した、敷地の交換分合筆等を含めた個別建替えの支援制度

(2) 防災まちづくり推進地区における効果的な取組の調査・分析等

ア 災害時に重要な道路の選定（令和8年2月末まで）

理想的な道路ネットワークのモデルの例を参考に、防災まちづくり推進地区において、災害時の避難・消火の際に重要となる道路を選定し、各道路の幅員、延長等を取りまとめること。

イ 庁内連携に関する他都市事例の徴収等（令和7年9月末まで）

防災に関するソフト施策について、他都市の庁内連携による好事例を調査し、整理すること。

(3) 本計画の作成支援

本計画については監督員が作成するが、受注者は、地震火災延焼対策や地域主体の防災活動等の雰囲気や連想されるデザインを考案し、装丁も含めて本計画の作成を支援すること。

※装丁とは、表紙や扉などトータルにデザインすること。

(4) その他

①報告書等の作成

上記(1)～(3)について報告書にまとめること。報告書には、打合せ・各種協議記録等を含む。

②打合せ協議

受注者は、計画の策定に関わる庁内調整が円滑に進むよう、発注者の質問や資料要求等に対し、参考事例の収集及び紹介、説明資料の作成等、専門的知見に基づき支援するとともに、必要に応じて、発注者・監督員との打合せ協議を行うこと。

6 資料等の貸与

業務の実施にあたっては、次の資料（紙またはPDF形式）を貸与する。貸与を受ける際には、借用書を作成し、作業終了後には速やかに返却すること。また、取扱に十分注意すること。

①「密集市街地の改善に向けた調査等業務委託報告書」（令和6年度委託）

② その他、本業務を実施するにあたって必要な本市所有の資料等

7 業務の履行及び業務管理

(1) 業務計画書等の提出

受注者は、契約締結後、速やかに業務履行のための実施体制を整え、以下の項目について、業務計画書として市に提出しなければならない。

- ① 業務工程表
- ② 業務実施体制
- ③ その他必要な事項

(2) 受注者の人員体制

受注者は、本業務の円滑な遂行において必要な人員体制を整えなければならない。

8 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ① 報告書 1部（簡易製本）
- ② 報告書データを収めたCD-R又はDVD-R 1枚

(2) (1)②は、ウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書（任意様式）とともに納品すること。

9 その他

(1) 本業務遂行中に知り得た情報等については他に漏らしてはならない。

(2) 受託者は本市と事前に協議することなく、成果品を貸与し、又は使用してはならない。

(3) 本業務における成果品等は全て川崎市の帰属とする。

(4) 作業中に事故が発生した場合、速やかに監督員に連絡し、誠意を持って適切な措置を講ずること。
また、発生した損害に関する一切の賠償は受託者の責任において行うこと。

(5) 本業務において法令等に基づく申請等が必要となる場合には、すべて受託者の負担において受託者が当該申請等を行うこと。

(6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議の上、解決を図ること。

不燃化重点対策地区

- ①小田周辺地区
- ②幸町周辺地区

防災まちづくり推進地区

- ①大師周辺地区
- ②観音周辺地区
- ③旭町周辺地区
- ④小倉周辺地区
- ⑤塚越周辺地区
- ⑥戸手周辺地区
- ⑦古市場周辺地区
- ⑧中丸子・上平間周辺地区
- ⑨向河原駅・平間駅周辺地区
- ⑩苜宿周辺地区
- ⑪井田周辺地区
- ⑫小杉北周辺地区
- ⑬馬絹周辺地区
- ⑭二子新地駅北周辺地区
- ⑮二子新地駅南周辺地区
- ⑯西生田・高石周辺地区

